

第2号議案 平成26年度収支決算報告承認の件

平成26年度収支報告書

平成26年7月1日から平成27年6月30日まで

(収入の部)

(単位:円)

Table with 5 columns: 科目区分, 科目, 予算額, 決算額, 増減, 摘要. Rows include 会費, 寄付金, 事業収入, 雑収入, etc.

(支出の部)

Table with 5 columns: 科目区分, 科目, 予算額, 決算額, 増減, 摘要. Rows include 事業活動費, 組織活動費, 日税政分担金, 経常経費, etc.

重点運動7 「災害税制に関する基本法」を恒久法として整備し、税制面でも不測の事態に備えて、納税義務者に安心感を与え、より迅速な被災者支援を可能とするための税制確立に向けた運動を行う。

平成25年度税制改正に關する要望書に引き続き、予測できない大震災に對してあらかじめ税制面からの措置も準備しておくことが納税者に安心感を与え、より迅速な被災者支援を行うためには「大規模広域災害税制」の制定が必要である旨を要望した。

(13面からつづく) 政府の高度情報通信ネットワーク社会推進本部に設置されているマイナンバー等分科会では、平成27年5月20日の会合で利活用拡大に向けたロードマップが提示された。政府は、今通常国会に金

融機関と医療分野での利用に向けてのマイナンバー法の改正法案を提出している。法案審査の最中、日本年金機構が所有する個人情報報の漏洩が発覚、同法案の審査は滞り、本事業年度中には成立するに至らなかった。

重点運動8 本連盟の政策実現を図るための真の代表を国会及び地方議会に送るため、単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、強力な運動を行う。また、新たな国会議員等後援会の設立を促進する。

1 選挙への対応について (1) 平成26年12月14日、第47回衆議院議員総選挙が施行された。この選挙に対し、本連盟は、40人を推薦し、選挙戦を戦った。その結果、30人が当選した。選挙結果は略 (2) 統一地方選挙(後半/4月26日投票)と足立区長・区議選(5月17日投票)

に對し推薦候補を擁し、選挙戦を戦った。(選挙結果は略) 2 国会議員等の税理士後援会設立支援について (1) 本連盟は、単位税政連の協力を得て、税理士による国会議員等後援会の設立を促進した。本事業年度中に2後援会(税理士による越智隆雄後援会、税理士による秋元司後援会)が設立された。

(3) 後援会の設立総会、定期総会、イベント等にはその結果、本事業年度末

では国会議員関係で39後援会、自治体関係で3後援会、計42後援会が結成されている。 小林興起後援会については、前回の衆議院選挙で東京以外の選挙区で立候補したことから今後の支援方法について対応を進めた。

(2) 前事業年度に引き続き所得税の確定申告の期間中、推薦国会議員を中心に税務支援事業の視察を行った。これには、地元税政連及び後援会関係者が同行し、税務支援事業の取り組み状況を説明し、理解を求めた。(視察を行った議員等は略)

重点運動9 税理士に期待される社会的役割を踏まえて、登録政治資金監査人制度、地方自治体・地方独立行政法人等の監査制度の充実等に資するための公益的業務に積極的に参画していくための運動を行う。

調整の事務が出来る旨の記述をしている。これに對し、日税連は、平成14年6月6日付の同連合会との「確認書」を逸脱しているものとして、平成27年6月25日付文書をもって同連合会に對して抗議するとともに①記事の訂正とその周知②社務士が年末調整事務を行うことが出来ない旨を会員に指導すること、を求めた。 本連盟は、今後の推移を見守ることとしている。

重点運動10 税理士法第52条違反行為等、業務及び職域の侵害となる動向に對して厳格に對応する。 (1) 全国社会保険労務士会連合会は、同連合会の機関誌「月刊社労士」誌上においてマイナンバーの取扱に關連し、社労士が年末

(1) 登録政治資金監査人への登録者は平成27年3月6日現在で4607人となっており、東京税理士会の会員は1350人が登録している。 (2) 現行の外部監査については条例を制定している自治体が少ないことから、都政に關する要望では、先ず条例を制定し、実施に当たっては税理士の活用を要請した。

重点運動11 国及び地方公共団体の会計制度改革(複式簿記・発生主義会計)の実現のための運動を強力に行う。 「平成27年度税制改正に關する要望」において、国の会計制度を発生主義・複式簿記による会計制度に改めるよう要望した。「平成28年度税制改正に關する要望」においても引き続き要望する。

なお、総務省は、平成27年1月23日付で都道府県知事・指定都市市長に對し、「統一的な基準による地方公会計の整備について」を発達している。 重点運動12 単位税政連との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行う。

1 組織の現状について (1) 平成13年の改正税理士法の施行から平成27年3月末日までの間、税理士登

本連盟の役員が出席した。 重点運動9 税理士に期待される社会的役割を踏まえて、登録政治資金監査人制度、地方自治体・地方独立行政法人等の監査制度の充実等に資するための公益的業務に積極的に参画していくための運動を行う。

重点運動10 税理士法第52条違反行為等、業務及び職域の侵害となる動向に對して厳格に對応する。 (1) 全国社会保険労務士会連合会は、同連合会の機関誌「月刊社労士」誌上においてマイナンバーの取扱に關連し、社労士が年末

重点運動11 国及び地方公共団体の会計制度改革(複式簿記・発生主義会計)の実現のための運動を強力に行う。 「平成27年度税制改正に關する要望」において、国の会計制度を発生主義・複式簿記による会計制度に改めるよう要望した。「平成28年度税制改正に關する要望」においても引き続き要望する。

重点運動12 単位税政連との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行う。 1 組織の現状について (1) 平成13年の改正税理士法の施行から平成27年3月末日までの間、税理士登

事務所と関与先を守る安心の補償 税理士職業賠償責任保険 2015年度 中途加入募集要項. Includes insurance details and contact information for Zeirishi Hoken Co., Ltd.